

業務指示書（小規模）

モロッコ国民間セクター開発に関する情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年9月25日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課

池田 俊一郎 Ikeda.Shunichiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年9月30日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：民間セクター（自動車・エレクトロニクス産業等）に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）（1）と（2）を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

（○）（1）と（2）を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（モロッコ及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語または仏語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年10月4日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MAD1 = 11.69 円 , US\$1 = 98.04 円 , EUR1 = 130.22 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加算し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加算します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/産業政策分析
製造業バリューチェーン分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.67 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年10月21日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
 - イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）
 - イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ロ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ロ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

モロッコ国民間セクター開発に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	11.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	4.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針の的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/産業政策分析	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、脱得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項: 製造業バリューチェーン分析	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

モロッコは2000年以降、毎年3~8%の実質GDP成長を遂げており、2011年に中東・北アフリカ地域に拡大した一連の政変後も隣国に比べて政治的な安定性を保ちながら、堅調な経済成長を続けてきた。他方、15歳~24歳の若者の失業率は17.9%（2011年）と高い水準であり、社会の安定の為に雇用問題の解決が喫緊の課題となっている。また、モロッコはリン鉱石、水産物等を主要な輸出資源として有する一方、資本財や原油等の化石燃料の輸入増加により慢性的な貿易赤字が続いており、新たな輸出品の創出が課題となっている。加えて、モロッコの一人当たりGNIは2,970米ドル（2011年）で中所得国と位置づけられるが、労働者の約4割は農林水産業に従事している中、更なる経済成長を目指すには、より付加価値の高い産業構造への転換が求められている。この様に「雇用」、「輸出増加」、「産業の高度化」がモロッコ経済における課題となっている。

モロッコにおいては、産業政策は産業・貿易・新技術省（以下、「産業省」という。）が主務官庁となっており、かかる状況下、モロッコ政府は経済成長・競争力の強化、雇用促進の観点から外国企業の積極的誘致による産業振興を推進している。特にモロッコ政府（産業省他8つの関係省庁）が2009年2月にモロッコ企業連盟及び銀行協会との間で採択した「産業振興のための国家プログラム2009 - 2015 (PNEI : Pacte National Pour l'Emergence Industrielle 2009-2015)」においては、製造業育成の戦略的分野として6分野（オフショア、自動車、航空・宇宙、エレクトロニクス、農水産物加工、繊維・皮革）を定めるとともに、中小零細企業の支援、職業訓練の改善、投資環境の改善に取り組むこととしている。また、EU、米国、中東諸国とFTAを締結すると共に、タンジェ、ケニトラ等にフリーゾーンを設置し、また投資促進庁（以下、「AMDII」という。）の設置を通じたビジネス環境の整備、更に中小零細企業の支援、職業訓練の改善等を通じた包括的な産業振興を進めてきている。

上記の政策の結果、ルノーがタンジェのフリーゾーンに自動車製造工場を開設する等、一定の効果を上げつつある。また、現在、本邦企業は20社程度がモロッコに進出し、中でも住友電装、矢崎総業、フジクラ、タカタ、デンソー、YKKは工場を設置し、欧州メーカー向けに自動車用ワイヤーハーネス、自動車用安全装置、カーエアコン、ファスナー等を製造し、2万5,000人に上る雇用面での貢献をしており、モロッコ政府の本邦製造業への期待は高い。2013年6月に横浜で開催されたTICADVでも対アフリカ投資の増加についてアフリカ諸国から強い要望があり、インフラ、法制度が比較的整っているモロッコへの投資は本邦企業の中でも関心が高まっている。

我が国は対モロッコ国別援助方針に「経済競争力の強化・持続的な経済成長」を掲げており、JICAはその重点分野の一つとして「産業インフラ」の整備に取り組んでいる。こうした中、JICAは2013年9月から1年間、AMDIIに投資促進政策アドバイザーを派遣し、主に自動車・エレクトロニクス産業の企業を対象とした投資誘致の能力向上を支援する予定である。一方、モロッコ政府は上記に加えて産業クラスター形成や生産性向上等の施策により、国内企業の競争力強化を求めているが、現時点では同分野を含む民間セクター開発における政策・制度・支援実施体制等の情報・データが十分に収集・整理されていない為、今後の協力の方向性を検討するに当たって基礎情報の収集が必要となっている。

2. 業務の目的

本調査はモロッコにおける産業振興政策、中小零細企業振興策等を含む民間セクター開発の現状と課題及び政府の支援体制等の情報収集を行い整理・分析する。また、他ドナーの支援動向、本邦企業誘致の可能性の高い優先対象分野とその課題を抽出し、モロッコの国内企業の競争力強化に資する今後のJICAによる協力の方向性を検討する。

3. 業務対象地域

調査対象となる主な地域はラバト及びカサブランカ。必要に応じてタンジェ等のフリーゾーンでの現地調査を行う。

4. 業務の範囲

「2. 業務の目的」を達成するために、「5. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書を作成する。

5. 業務実施上の留意事項

- (1) 本業務の実施及び成果品におけるJICAの協力の提言に関し、本邦企業誘致の観点から、自動車産業、エレクトロニクス産業等、本邦企業の参入や本邦技術の活用が見込める分野を特定し、それらの産業のモロッコ国内企業育成の観点より支援の可能性を検討する。
- (2) JICAはAMDIIに対し、2013年9月より「投資促進政策アドバイザー」を派遣し、①自動車・エレクトロニクス産業の本邦企業誘致支援及び②AMDIIの実施能力向上に向けた支援を展開する予定である。業務実施に当たっては上記専門家と緊密に情報交換を行う事により、本業務の円滑な実施に役立てること。
- (3) モロッコにおいては雇用対策の一環として政府が自己資金あるいは国際機関・各ドナーの支援を活用して特定分野（自動車産業、再生可能エネルギー産業、等）の職業訓練校等を設立・運営している。個別産業の現状・動向を分析するに当たっては、これら雇用分野の他ドナーの支援状況も把握した上で、産業全体の競争力強化、また、JICAの協力の方向性の観点から分析すること。
- (4) 本業務の現地調査期間中に、日本側（日本政府、政府関連機関及び各種産業団体）及びモロッコ側（モロッコ国政府、政府関連機関、産業団体、現地企業）の参加を得て、JICAの主催により現地ワークショップ（1日）を11月25日の週に開催する予定である。コンサルタントは、ワークショップにおいて、モロッコの開発ニーズを踏まえつつ、本邦企業のモロッコ進出を支援する協力内容について方向性を出すべく、ワークショップ全体の準備・実施・ファシリテーションを行う。具体的なワークショップの内容（案）についてはプロポーザルにて提案すること。

また、日本側参加者（5～10名）は11月24日から最長で1週間現地に滞在する予定である。初日は関係機関の表敬訪問を行い、2日目からワークショップ前日までコンサルタントが実施する現地調査に参加することを予定している。ついては、当該週の現地調査

は、日本側参加者の関心（主に現地裾野産業の視察）に合った訪問先とするべくスケジュール及び訪問先等を調整すること。また、調査事項については、事前にJICAと協議すること。

ワークショップ及び現地調査について、日本側参加者の選定作業と旅費・車両借上費はJICA中東・欧州部で担当・負担するため、見積書には含めない。なお、モロッコ側の参加者についてはJICAとも相談の上、参加者を選定し、コンサルタントがワークショップ参加者のアレンジを行う（モロッコ側参加者への日当宿泊料等の支払いは不要）。

- (5) 現状分析及びニーズ把握にあたっては、既存の調査報告書（モロッコ政府作成資料・統計、JICA関連調査報告書、その他日本政府・政府関連機関等の作成資料等）を有効活用し、効率的な調査を行うこと。

6. 業務内容

業務の内容は以下を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について効果的、効率的な方法をプロポーザルで提案すること。

- (1) 国内準備期間： 2013年11月上旬～2013年11月中旬 （約2週間）

ア 既存の情報に基づき以下情報の確認を行う。

- ① モロッコ政府の産業振興政策、中小零細企業振興政策またそれらに関する制度、政府の支援体制、計画及び現状・動向の把握
- ② モロッコへの海外直接投資の動向を産業別・金額・企業数別に分析し、外国企業のモロッコへの参入状況・今後の動向について定量的・定性的に把握する。特に自動車・エレクトロニクス産業の動向については重点的に分析する。
- ③ 日本企業からのヒアリングを行い、モロッコに進出する上での課題を抽出する（モロッコに進出済及び進出を検討中の企業に面談あるいは電話等でインタビューを行う。）
- ④ 産業振興、中小零細企業振興の分野における国際機関及び他ドナーの支援方針、既往プロジェクトの情報・資料収集及び分析
- ⑤ 民間セクター開発における制度・産業人材育成分野のJICAの他国協力事例を踏まえ、モロッコにおける協力の方向性の仮説を構築する。特に自動車・エレクトロニクス産業は重点的にその内容を検討する。

イ モロッコ政府機関、その他民間セクター開発に係る支援機関（政府系及び産業団体等）、他ドナー及び現地企業へのヒアリングに活用する質問票（仏文）を作成し、当該機関に事前に送付する。

ウ 現地ワークショップの準備

JICA中東・欧州部、産業開発・公共政策部と協議の上、現地調査期間中に開催する現地ワークショップ（最長2日間）の実施方針、実施体制、実施方法等の事前準備を行う。同ワークショップのロジスティクス等の準備は適宜JICA中東・欧州部と相談の上、計画する。

エ インセプション・レポートの作成

上記結果をとりまとめて、インセプション・レポートを作成する。インセプション・レポートには調査工程、調査対象機関、調査方法、調査実施項目、資料入手方法等を含む調査計画（案）を記載し、JICA中東・欧州部のコメントを得た上で最終化する。

(2) 現地派遣期間：2013年11月中旬～2013年12月上旬（約3週間）

[全体に共通する業務]

- ア JICAモロッコ事務所に対し、インセプション・レポートを提出・説明し、コメントを得る。また、現地派遣期間中は、適宜JICAに対して進捗報告を行う。
- イ モロッコ国産業省に対し、インセプション・レポートを提出・説明し、コメントを得る。得たコメントは、JICAに報告する。

[産業政策に関する業務]

- ウ モロッコ国政府機関との協議を設定し、事前に送付した質問票に基づいて、モロッコにおける産業振興政策の現状・動向、さらにモロッコ政府として認識している優先課題を把握する。
 - ① 産業振興分野における政策、法制度、方針及び計画の確認
 - ② 産業振興分野における予算措置、予算配分の状況確認
 - ③ モロッコの産業振興政策の最新の動向（外国企業の投資動向含む）と、生産額・雇用面等を踏まえた個別産業の位置づけの確認
 - ④ 産業別に見た、外国企業、国内企業の位置づけと政策的な支援の優先度の有無
 - ⑤ 個別産業の振興を担う政府機関、支援機関（政府系及び産業団体等）の概要、支援事業の実施体制、計画、現状、動向及び優先課題
- エ モロッコの民間企業、産業団体及び他ドナーとの協議を設定し、事前に送付した質問票に基づいて、以下情報の収集・分析を行う
 - ① 産業振興に係るモロッコ政府の政策の評価、現状、動向及び優先課題
 - ② 産業振興に係る投資環境（法制度・体制面）、外資誘致策に係る課題及びニーズ
 - ③ 他ドナー（世界銀行、アフリカ開発銀行、EU、AFD、EIB、GIZ、KOICA等）による支援の実施状況、動向及び相互関係
- オ 上記ウ・エの調査結果に基づき、産業振興政策支援の開発シナリオの検討・提案を行う
 - ① モロッコにおける産業振興政策の妥当性及び優先課題の検討

[自動車・エレクトロニクス産業等の振興支援に関する業務]

- カ 自動車・エレクトロニクス産業以外に本邦企業のモロッコ進出が高く見込まれる産業があるかを確認し、当該産業を本調査の分析対象とするか検討する。
- キ 自動車・エレクトロニクス産業等の振興を担うモロッコ国政府機関との協議を設定し、以下情報の収集・分析を行う。なお、上記産業以外にも本邦企業のモロッコ進出が高く見込まれる産業が確認できる場合は、当該産業に関する分析も含める。
 - ① 自動車・エレクトロニクス産業等に関する政策、動向、支援策の現状及び優先課題

- ② 上記産業分野の支援機関（政府系、産業団体等）の組織及び事業内容の概要
 - ③ 産業クラスターの形成等、両産業の裾野産業育成に関する政策・支援策（人材育成、技術センター等の支援機関の設置、金融支援等）の現状及び優先課題
 - ④ 上記産業における外国企業の誘致に関する政策、動向、支援策の現状及び優先課題
 - ⑤ 上記産業における国内企業の位置づけと競争力強化に向けた政策、動向、支援策の現状及び優先課題
 - ⑥ 他ドナー（世界銀行、アフリカ開発銀行、EU、AFD、EIB、GIZ、KOICA等）による支援の実施状況、動向及び相互関係
- ク 自動車・エレクトロニクス産業等の支援機関（政府系、産業団体等）、他ドナーとの協議を設定し、以下情報の収集・分析を行う。なお民間企業にはモロッコに進出済の日本企業を含め、本邦企業の誘致を行う上での課題等を情報収集・分析する。
- ① モロッコへ進出済の外国企業から見たモロッコの比較優位と優先課題
 - ② 裾野産業における国内企業の技術水準、優先課題及び支援ニーズ
 - ③ 他ドナー・外国企業からの技術的支援の有無
- ケ 上記キ・クの調査結果に基づき、自動車・エレクトロニクス産業等の開発シナリオの検討・提案を行う。
- ① モロッコの自動車・エレクトロニクス産業等におけるバリューチェーンを概観し、産業の高度化の観点から優先課題を洗い出し、支援の方向性を検討する。
 - ② 特に調査対象となる産業の本邦企業誘致の観点から、モロッコの国内企業が対応する必要があると思われる経営的・技術的課題を洗い出し、その支援の方向性を検討する。

[中小零細企業振興支援に関する業務]

- コ 中小零細企業振興を担うモロッコ政府機関との協議を設定し、以下情報の収集・分析を行う。
- ① 中小零細企業振興に関する政策、動向、支援策（人材育成、技術センターの設置等）の現状及び優先課題
 - ② 中小零細企業振興の支援機関（政府系、産業団体等）の組織及び事業内容の概要
 - ③ 産業振興策における中小零細企業支援の位置づけの確認
 - ④ 他ドナー（世界銀行、アフリカ開発銀行、EU、AFD、EIB、GIZ、KOICA等）による支援の実施状況、動向及び相互関係
- サ 支援機関（政府系、産業団体等）、他ドナーとの協議を設定し、以下情報の収集・分析を行う。
- ① モロッコ国政府による中小零細企業振興策に対する評価
 - ② 中小零細企業振興に対する支援の状況と今後の方針
- シ 上記コ・サの調査結果に基づき、中小零細企業振興に関する開発シナリオの検討・提案を行う。
- ① 他国におけるJICAの支援事例も参考にしながら、日本としての支援の方向性を検討

する。

[現地ワークショップに関する業務]

- ス 日本側（日本政府、政府関連団体及び各種産業団体）及びモロッコ側（モロッコ政府、政府関連団体、産業団体、現地企業）の関連機関を対象とした現地ワークショップ（最長1日間）を企画・準備・実施し、参加者間で以下について協議・意見交換を行う。
- ① 民間セクター開発、特に産業振興におけるモロッコ側の取組の現状と優先課題
 - ② 本邦企業、特に自動車・エレクトロニクス産業の誘致に向けてモロッコの国内企業が改善すべき課題
 - ③ 他国におけるJICA民間セクター支援の事例紹介とモロッコへのインプリケーション
 - ④ JICAがモロッコの国内企業の競争力強化に向けて実施すべき優先支援策

[全体に共通する業務]

- セ ドラフト・ファイナル・レポート（骨子）の作成・説明・協議
上記の結果に基づき支援方針検討に向けた提言を含むドラフト・ファイナル・レポート（骨子）の作成を行う。また、取りまとめた結果につきJICAに対して説明を行い、そのコメントを反映したものをモロッコ政府に対し説明する。

(3) 帰国後整理期間：2013年12月中旬～2014年1月上旬（約5週間）

- ア 在京モロッコ大使館、JETROの主催により12月18日に東京で開催予定の「モロッコ王国投資セミナー」にて現地ワークショップの報告を行う。なお、当日のプレゼンテーションの内容、特にJICAの協力の方向性についての内容はJICA中東・欧州部と事前に協議する。
- イ JICA中東・欧州部に対しドラフト・ファイナル・レポート（案）の説明を行い、コメントを得る。
- ウ コメントを踏まえて、ファイナル・レポートの作成・提出を行う。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書の先方機関への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

- ア インセプション・レポート
提出期限：2013年11月中旬
部数：仏文10部、和文10部、CD-R 仏文・和文各2部
- イ ドラフト・ファイナル・レポート

提出期限：2013年12月中旬
部数：和文10部、CD-R 和文

ウ ファイナル・レポート

提出期限：2014年1月中旬
部数：仏文10部、和文10部、CD-R 仏文・和文各2部

(2) その他の提出物

ア 議事録等

各報告書に係る先方機関との協議概要を協議議事録 (M/M) に取りまとめ、JICAに速やかに提出する。

イ 業務従事月報

業務従事月報を翌月15日までに監督職員または分任監督職員に提出する。また、和文にて本調査進捗状況の要約 (1~3枚程度) を作成し毎週メールにて監督職員に提出すること。詳細につき事前に監督職員に確認すること。

ウ 先方機関への提出文書

先方機関に文書を提出する場合には、その写しを速やかにJICAに提出する。

エ その他

上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

オ その他、本調査報告書作成にあたっての留意事項

- ・各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、仏文等の外国語についても十分なチェックを行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。
- ・各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ・報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠 (資料編の項目) との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(3) 報告書の仕様

報告書の仕様 (印刷・製本及び電子化の仕様) は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、ファイナル・レポート以外は簡易製本とする。

(4) ネイティブチェック

仏文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する仏文により作成すると共に、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は、2013年11月上旬より国内事前準備を開始し、2013年11月中旬から12月上旬まで現地調査を行い、帰国後整理期間を経て2014年1月中旬の終了を目途とする。業務工程及び各報告書の作成時期は、目途として下図に示す通りとする。

	11月	12月	1月
国内作業	■	■	
現地作業		■	

国内準備期間 現地派遣期間 帰国後整理期間

△ △ △

IC/R DF/R F/R

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体で11.65M/Mとする。

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、以下に記載された格付目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

なお、以下の業務従事者のうち、エ及びオについては分析対象となる産業をプロポーザルにて提案すること。

- ア 総括／産業政策分析（評価対象：2号）
- イ 製造業バリューチェーン分析（評価対象：3号）
- ウ 中小零細企業振興／生産性向上
- エ 産業人材育成1（セクター1）
- オ 産業人材育成2（セクター2）

3. 現地再委託及び補助員備上

本業務において現地再委託は想定していないが、現地企業の技術水準調査等、現地再委託をすることにより業務の効率、制度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施する事が望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

4. 通訳

本調査には現地での通訳（仏語⇄英語）（2名）の備上を認める。必要経費を見積書に記載する

こと。

5. 相手国側の便宜供与

本調査の実施にあたり、コンサルタントが JICA 在外事務所の便宜供与を必要とする場合は、JICA 中東・欧州部中東第一課に連絡するものとし、同課はその依頼内容に応じてその可否を検討する。

6. 閲覧可能な資料

本調査に関連する過去の JICA の協力については以下の JICA ナレッジサイト及び JICA 図書館で公開しており WEB 上で閲覧が可能である。

- ・ JICA ナレッジサイト 民間セクター開発

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1101.nsf/NaviSubjTop?OpenNavigator>

- ・ JICA ナレッジサイト 中小企業育成・裾野産業育成 分野課題一覧 参考文献・JICA 作成資料

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1101.nsf/VW0101X02W?OpenView&Start=1&Count=1000&Expand=6.1&RestrictToCategory=001101#6.1>

- ・ JICA 図書館

<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA モロッコ事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以 上

